

令和元年度第1回富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年1月23日(木) 午後13時30分～15時00分
- 2 場 所 富山県民会館6階613号室
- 3 出席者 委員5名 油本秋美(臨床心理士) 高坂愛理(弁護士)
永山くに子(富山大学名誉教授) 村上満(社会福祉士)
吉本博昭(精神科医)
- 事務局 荒井克博(総合政策局教育・スポーツ政策監)
朝倉正(企画調整室課長)
矢谷義一(県教育委員会小中学校課主幹)ほか4名

4 会議次第

- (1) 荒井総合政策局教育・スポーツ政策監挨拶
- (2) 説明事項
 - ① 富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
 - ② いじめ関連事案の全国的状況について
- (3) 意見交換
- (4) その他

5 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から委員総数5名全員の出席により定足数に達しており、富山県規則第49号富山県いじめ再調査委員会規則(以下「委員会規則」という。)第5条2項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
- (2) 荒井総合政策局教育・スポーツ政策監より挨拶があった。
- (3) 事務局より各委員の紹介があった。
- (4) 事務局より委員会規則第5条1項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長の永山委員が議長となった。

(5) 議事録署名人について、議長から村上委員、吉本委員の指名があった。

(6) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が、今回の協議事項にないため議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(7) 説明事項①について、資料1～4により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

(8) 説明事項②について、参考資料9により事務局から説明があった。

(議長)

事務局からの説明に基づき、質問、意見等を伺いたい。

(吉本委員)

資料1について、平成30年度は暴力行為やいじめの件数がかなり増加した、という結果だが、統計はその数字だけでは見てはならないことを、前にもこの場で指摘した。

平成30年度の数値を見ると、暴力行為、いじめはかなり増えているのだが、これは透明性が増して、小学校、中学校で暴力行為やいじめを早く見つけてカウントするといった傾向が出てきたという可能性があるのではないか。数だけを見れば、暴力行為やいじめが、29年から30年にかけて急に増えたことになるが、各学校でこのような行為やいじめを上げやすい環境が整備されてきた、という見方ができると思っている。

現場ではどう考えているかはわからないが、急に富山県が劣悪になったということではないと思う。いじめ事案対応フローチャートモデル等が県で整備され、カウントしやすくなってきたことが要因と考える。教育委員会には、ただ数だけを取り上げず、いじめを報告しやすい環境になってきたと、むしろ良い方向と捉える見方をしていただきたい。

(永山委員長)

事務局から追加があれば、説明されたい。

(矢谷主幹)

いじめの認知件数に関する国全体の流れとして、まずは、疑いのあるものも含めていじめを幅広く認知して、早期解決につなげていくことが最も重要であると考えている。従って、いじめ認知件数の多い学校が荒れているということでは決してなく「いじめの解消に向けて積極的に取り組んでいる学校」ということで、肯定的に捉える考え方が全国的に理解される方向になっている。

実際、調査後の各学校への聞き取り等によれば、本県の小、中、高、特別支援学校では重篤ないじめだけをカウントするのではなく、いじめと疑われるものも、認知件数の中に含めている、といった状況にある。いじめと暴力行為はリンクしている部分もあり、いじめの内容が「相手をたたく」というような有形力を伴っているものについては、いじめとしても、暴力行為としても、両方でカウントする。

いじめの認知件数を丁寧に拾い上げていく上で、「軽微」と言えば語弊があるが「軽くたたく」「壁に押しつける」というようなことも暴力行為としてカウントしており、これが件数増加の一つの要因ではないかと思う。

ただ、県教育委員会としては、件数増加の主たる理由は、決してそれだけではないと考えている。吉本委員からもご指摘いただいたように、数が増えたからといって、本県の学校教育が29年度から30年度にかけて大きく荒れてきている状況では決してないと認識している。

だが、中にはやはり、いじめをやめられないとか、暴力行為を繰り返してしまう児童生徒が実際にはいる、というのが事実である。では、どうしてそのような児童生徒がいるのかについて分析を進めてきたが、やはり各学校、個々の実情の異なる部分があることから、県教育委員会としては、このような要因でいじめが増えた、暴力行為が増えた、というところまでは一概にまとめることはできない。学校、教員の認知発見の感度が上がったという要因もある。しかし、それだけではなく、子どもたちを引き続きしっかりと見ていかなければならないという危機意識を持ちながら、今後とも、この問題に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

(永山委員長)

そのほかに意見はあるか。

(油本委員)

去年からこの委員会に参加させていただいている。吉本委員の意見と同じであるが、やはり件数が少ないということは喜ばしいことだけではない、と思っていた。担任が校長先生に相談する、学校が教育委員会に相談するという、何か困ったことがあれば相談できるという、風通しの良さや機運が出てきたのではないかと思う。些細なことでも見逃さず、学校内に留めずにみんなで考え、公表していこうという機運が高まっているということで、喜ばしいこととして聞かせていただいた。

これまでは、学校の問題を外部に相談したり発表したりすることは、学校教職員たちの恥であり、能力の無さを示すことである、という抱え込みがあった。そういう面では、みんなで公表し、考えていこうという、風通しの良さが出てきたと聞かせていただいた。

(永山委員長)

この背景にはいろいろな対応、対策等もあり、実行に移されている結果だという見方をしているのではないかと、ということであった。

他に意見はあるか。

(村上委員)

両委員と同じではあるが、学校の先生方の感度が非常に高まったと考える。これは、私自身がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置させていただいている立場からも、本当に学校の先生方が一生懸命に取り組んでいらっしゃるということを、まさに目の前にしているところである。

また、ホームページ等々においても、いじめ防止基本方針が各学校においてしっかりと作られており、また、保護者をはじめ多くの方が、ホームページを通じて、学校の体制を知ることができるようになっている。先ほど矢谷主幹からも言われたように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも、全国に先駆けて、一年度前倒しで全中学校区に配置されている。そういう意味では、チームとしての学校を体制でいじめ問題に正面から取り組んでいく、というマンパワーの養成も含め、いい意味で認知件数を高めたことにより、こうして数値に上がっているのではないかと前向きに捉えさせていただいている。

(永山委員長)

先ほど、資料2、資料3等でも説明があったが、行政が各種の対応をされた結果ではないか、というご発言だった。

他に意見はあるか。

(吉本委員)

資料2の「いじめ・不登校等への対策の推進」というところで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置の一年前倒しや、小学校全校への配置などに前向きに取り組んでおられることがわかった。

医療の現場にいと、やはりスマホやSNSなどが、いい意味でも悪い意味でも、かなり浸透し使われることで、子どもの環境は昔に比べて大幅に変化しつつあると思っている。ネット依存や、ゲーム依存、今はゲーム障害と言うが、ゲーム障害についての相談に本人はあまり来ないが、家族の方、特にお母さんが悩んで来られることが多く、件数も少しずつ増えてきているという印象を、臨床の場面で持っている。必ずしもいじめや不登校とは直接つながらないが、ネット、LINEを通じてのいじめは、やはり今後は増えてくる可能性があると思う。富山県の現状は現在どうなっているのか、わかるようであれば教えていただきたい。

(矢谷主幹)

詳細な数はすぐには示せないが、今ご指摘があったように、全国的に「ネットいじめ」の件数は増加傾向にある。本県においても近年は増加傾向にあり、県教育委員会で把握している件数は、全校種合わせて100件程度とご報告をいただいている。

(吉本委員)

ネットパトロールなどの対策もしておられると思うが、こういった対策はうまくいっているのか。現実では全部を捉えられず、色々な問題が起きているのではないか。

(矢谷主幹)

ネットパトロール事業については、本県においては、県の総合教育センターに監視員一人を常駐させて、いわゆるネットパトロールをしている。書き込みの内容を見て、

例えば誹謗中傷であるとか、もしくは、個人情報の流出であるとか、そのような気になるものについては、ネットパトロール員から当方に情報をいただき、その情報を各学校に提供して、丁寧に対応していただく、というのがこのネットパトロールの現状である。

ただ、やはりネットパトロールで検索できるものは氷山の一角であり、全てを網羅できているとは考えていない。しかしながら、そういった情報が提供された学校からの報告によれば、子どもたちの中には「あまり変な書き込みをするとネットパトロールにひっかかるぞ」というような、ある種の抑止力の部分で成果を上げているのではないかと思われる。過去にネットパトロールの中で、自殺を企図するような書き込みもあったが、それが冗談で書き込んだものかどうかは別問題としても、その情報が生徒指導に大変有効であったというご報告もいただいている。

やはり一番困るのは、そういったネットパトロールで検索できる部分ではなく、いわゆるスマートフォン同士、たとえばLINEであるとか、第三者が目にするところできないところで「ネットいじめ」が深刻な状況になっており、これは全国の傾向として間違いないと思う。ただ、このような部分については、我々のほうでパトロールすることは当然できない。我々も大変危惧しているところではあるが、状況の全てを把握できていないというのが正直なところである。

このようなことを防ぐための一つの手だてとして「ネットトラブル対策事業」というものを推進している。ネットいじめ、ネットトラブルに対し、全国的に第一人者としてご活躍しておられる兵庫県立大学の竹内和雄准教授に委員会の座長になっていただき、本県のネットトラブル対策を進めてきた。竹内先生のご助言として、これまではネットルールが大切だ、家庭でのルールが大切だ、というようなことが盛んに言われてきていたが、学校もしくは親がつくったルールを子どもたちに与えて、このルールでやろう、と言ったところで、子どもたちにとってはやっぱりそれは押しつけられたルールであって、守ろうとしない。従って、子どもたち自身が自分たちで、スマホのいわゆる光と影の部分について色々な議論を交わしながら、子どもたちが自らルールをつくり上げていく、そういった過程が子どもたちにとっては大切、ということもあり、現在、子どもたちにルールづくりをしてもらうような取り組みを推進している。

ただ、ご指摘があったとおり、この問題については年々、機器の進化等に伴い、日進月歩ではないが、慎重に対策、対応していかなければならないと受けとめている。

(永山委員長)

かなり深刻な問題だと考えている。私の周りにも小、中、高の子どもがいるのだが、要するに、保護者の目の届かないところで何が起きているかというのがわからない。

吉本委員、何か追加はあるか。

(吉本委員)

なかなか難しい問題であるが、モデル事業として「SNSを活用したいじめ相談」について教えていただきたい。今の子どもというのは、電話で相談するということが比較的できやすい人たちなのか、それとも、LINEなどの、文字でやりとりする方が、比較的抵抗感がないのか。例えば、電話で相談するのが苦手な人たちに対して電話相談などを充実させても、時代にはマッチしないかもしれないし、その辺りは教育の現場としてはどのように把握し、考えておられるのか。

私も医療の現場にいるなかで、このくらいの年齢の方は、病院に来られてもほとんど喋ることがない。親は喋るが、本人さんたちは、よほど親しくならない限りはあまりお話しされず、本音というのはあまりわからないところがある。学校の先生にも本音は言っておられない可能性があるかもしれないし、医療の現場よりはたくさん本音を聞いておられるかもしれない。そこの辺はどうなのか。

(矢谷主幹)

今年度、2年目として実施した「SNSを利用したいじめ相談モデル事業」については、来月6日に今年2回目の連絡協議会を予定している。その席で、昨年度、今年度の事業状況等についてお示しをし、検討していく予定である。

この事業を昨年度から実施するに至った背景であるが、これまで相談したい場合は、直接カウンセラーなり教員らと対面で相談する、電話で相談する、もしくは、例えば中学生では「生活ノート」等、手書きの文字により相談するなどの手段があった。しかし近年はSNSが普及し、なおかつLINEを利用している子どもも多いことから、相談の選択肢を一つ増やすという視点と、こういったSNSの利用により相談活動の充実が期待できるということで、この事業を実施している。

データのなものについては現在集計中なので、正確なものを申し上げることはできないが、昨年の結果によると、SNSで相談できて良かったとか、対面や電話での相談

ができない自分にとって、このような相談の選択肢があるのは良かった、との回答があった。今年度も、そういった子ども達もいることと思う。

ただ、全体の母数に対して「SNSによる相談方法が一番有効」としている数は、そう多くはなかったということである。

(荒井政策監)

要は、相談するチャンネルを多くすることであり、子どもに選択肢を与え、自分のそれぞれ一番相談しやすい方法で相談してもらおうということである。

(吉本委員)

チャンネルを多くするというのは、そのとおりで思った。昔、アルコール依存症の人を対象にネット相談をしたことがある。その結果であるが、診察という場面では、よほど関係性が深まらないと深い問題についてお話しされないのだが、ネット上で顔がわからないという関係性であると、早い段階でも深い問題の相談ができやすい。こんな経験があるので、SNSであれば、単に電話がネットにチャンネルが変わったのではまた内容が違うのではないか、と思ったところである。

もし効果があるのであれば、対面や電話ができないお子さんたちがおられたとして、そういう方たちのほうがより大きい問題を抱えている可能性があると思うので、いい取り組みだと思う。

(永山委員長)

ほかに、意見はないか。

(村上委員)

SNSに関して悩ましい問題というか、今後、重大事態に発展させないために、私が危惧していることがある。インスタグラムの中に「ストーリーズ」という、書き込みが24時間で消えてしまうという機能がある。その機能を使って後から事実確認が取れないようにしたり、インスタグラムなどで、複数のアカウントを自分で作る、いわゆる通称「裏アカ」と言われる別のアカウントを使い、自分が発信したとわからないようにして、なおかつ「ストーリーズ」に入れてしまうことがある。こういうのは、大学生をは

じめ、実は高校生等々でよく見られるケースであり、それが中学生や小学生に広まっていくのではないかと危惧している。

いじめ問題は表面化しないでいろいろと起き、性善説であってほしいとは思っているのだが、なかなかそうはいかない。学校外で起きるこのようなネットトラブルについて、学校内で先生方が時間をかけて話し合わなければいけない、というのも悩ましい問題である。でも、やはりスマホを持たせるのは保護者である。保護者に対して学校側がどのようにこの問題を伝えるか、どう言えばいいのか、そういう悩ましい問題がスマホをめぐるには非常にたくさんある。カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが講師を務める「教育講演会」に多くの保護者のご参加をいただき、今後、いろいろなケースで問題が起きないようにできることを目指している。

(矢谷主幹)

今月29日には、県教育委員会では、先ほど申し上げた「いじめ防止対策推進委員会」の2回目の会合を予定している。例年、その席で県外のいじめの事例を取り上げて、各委員の先生方に成果や課題等をご協議いただいている。その結果を小中学校課で取りまとめて、市町村教育委員会、学校にお伝えし、校内の研修会の資料として活用していただくという取り組みを進めている。

今回の会合では、まさに今、村上委員が話された「ストーリーズ」について、また、これによってネット上のいじめを受けた事案を県外事例として取り上げ、協議していただくこととしている。

学校の先生方の中には、このような問題について熟知されていない方もおられるので、この事例をもとに、現状はこうであり、県外ではこの事例に対して、こんな取り組みで、こうした課題があり、このような成果があった、ということをお知らせしたい。そして今後、各学校での研修に活用していただきたく考えているということ、ここで紹介させていただく。

(永山委員長)

なかなか難しい問題である。動画の拡散などは、大学や高校では結構あり、心を痛めている学生・生徒がいる。

私も大学院にいたときに、そのことで当事者を呼んで指導もしたことがある。村上

委員も経験されていると思うが、やはり組織的に取り組んでいかないと、大変な事案になりそうなこともあった。相当に深刻な状況がネット上で生じており、また検討していただければと思う。

それでは、1についてご質問、ご意見等がなければ、2番に移りたいと思う。

(高坂委員)

本日配付された資料の中に、取手市の事案があった。端的に言うと、これは保存されるべき調査結果の記録が廃棄されてしまったという問題点が指摘されたもので、これはぜひ確認しておかないといけないと思った。この再調査委員会でも、もしその個別具体的な事案について調査するとなれば、その調査資料や、調査結果等を学校で保存するという場面が考えられると思う。

文科省が策定したガイドラインの11ページによれば、公共団体の文書管理規則法に基づいた保存が原則となっている。また「少なくとも5年間保存することが望ましい」との記載もある。富山県の場合は、既に確認されてあったら申しわけないが、記録の保存について、この文科省のガイドラインにしたがって保存するという事なのかどうかということを確認させてほしい。

(永山委員長)

重要なことだ。それでは、事務局より説明を。

(篠原主幹)

いじめに関することも、それ以外のことについても、何らかの調査を行い記録を残すという過程において、例えば県においては文書管理規程があり、案件の内容に応じて保存年限が定められている。それに照らし合わせて、その間は事務局が責任を持って保存することになる。いじめの案件の調査についても、文科省のガイドラインに則り保存を行う。再調査に入るかもしれないような事案であるにもかかわらず、規定の期間を考慮せずに廃棄することは、あってはならないと考えている。

いずれにしても、規定に沿って、正しく対応してまいりたい。

(高坂委員)

記録の保存としてはそれで問題ないと思う。

次に、また別の分野についての質問なのだが、参考資料9の「重大事態が起きた場合の調査結果の公表についての状況」について説明があった。この公表については、大きく一般的に結果を公表するという場面と、その調査結果を教職員研修など内部で研修資料として活用するという場面と、二つあると思うが、私が伺いたいのは後者のほうであり、参考資料9の下の方には、非公表のうち、6自治体は教職員研修などで調査結果を活用していなかったとのことである。

先ほどの説明の中では、県外の事例を取り扱い、校内の研修会の資料として使用する予定であるというお話もあった。

今後、もし富山県内で重大事態というものが発生した場合に、プライバシーや、そう事例の活用についてはどのようにお考えか、教えていただきたい。

(篠原主幹)

参考資料2「富山県いじめ防止基本方針」に「調査結果の提供及び報告」の項目がある。内外に情報を提供する場合、どのような内容を提供するか、どのように提示するかについて指針をまとめており、その指針を踏まえたうえで、それぞれの案件の事情や背景を確認し、進めていくことになる。

(永山委員長)

何か質問はないか。

今回、1番、2番ともに、委員の方々からご意見、ご質問等も出た。事務局に投げかけたものもある。残った時間をいじめ問題に関連してご意見や感想をいただきたい。

それでは、油本委員のほうからよろしく願います。

(油本委員)

今日はいろいろ細かく状況報告いただき、お礼を申し上げます。

私は、やっぱり子どもたち、特に、小学校中高学年になると、仲間づくりというところでいじめが起きるのは「あって当たり前」という前提で子どもたちを見ていく必要があるという思いを持っている。子どもたちというのは、学校で決められた社会的な

ルールとは別に、自分たちだけのルールなりおきてがあり、全くそれは身勝手に、自分たちに都合のいいことも多いのだが、それに従わない者や違反した者を自分たちのやり方で裁く、という構図になっているのではないかと思う。

だから、単にいたずらとかふざけではなくて、子どもたちの中で自分たちのルールを破った者を自分たちで罰する、という意識を持ち始めているというところで、時には被害者と加害者が入れ替わったり、大人の見えない、特に放課後など、そういうところで起こり得る、起こっている年頃なのだろうな、ということ的前提に関わっていきたいと思っている。アンケートを何項目か見ていると、おどされたり、金品を要求されたり、大人でいうハラスメントに当たるような内容である。困ったことを訴えられるような場づくりがクラスでできるのかできないのか、子どもたちの意識を、私たちもそんな認識でいじめを捉えることも大事だと思っている。

また、私は臨床心理士として色々な相談の場面に出会うのだが、職場での不適應であったり、その中での鬱的な症状で困っている人たちに会うと、やはり小中学校時にいじめを受けたことが「しんどい」こととして、今なお心に引っかかっているというお話をよく聞く。私たちスクールカウンセラーは、全小中学校に配置していただいて、力になれるようにみんなで頑張っていかなければと思っており、そういう子どもたちに寄り添うような活動をしっかりやっていきたいと思っている。スクールカウンセラーも資質の向上のために、研修会だったり、事例検討だったり、自分たち自身でも頑張っているが、またよろしくお願ひしたい。

あともう1つ、各学校によってスクールカウンセラーの活用の仕方というか、使い方はいろいろあるのだが、個別に生徒たちにじっくり寄り添うということも、子どもたちのその後の育ちの中で、とても大事な機会だと思っている。私自身は、問題を受け持ったり、困った子どもたちにしっかり対応するという役割に加えて、クラス運営で困った、問題行動を起こす子どもたちにどのように対応したらいいかを先生とお話しする時間がとても有効だというような実感を持っている。先生方も自由に、スクールカウンセラーがいる時間を利用して、自分たちのクラス運営なり、問題を示したり、困った子たちをどう支援していくか、担任としての姿勢を一緒に考えられるような、先生たちにとってもゆとりある時間になってもらえたらいいと思っている。

そういう意味で、本当に微力だが、今後とも学校の中で一緒に子どもたちを支えていきたいと思っているので、どうぞ有効に活用いただければと思う。

(永山委員長)

それでは、続いて高坂委員、お願いしたい。

(高坂委員)

スクールカウンセラーのお話が出てきて、富山県は国の目標を1年前倒しで、配置を達成したということをお聞きして、これはとても素晴らしいことだと思った。というのも、私が業務上、ご相談をいろいろ受けるときに、いじめに関するご相談ではないのだが、スクールカウンセラーの方とのかかわりの話が結構出てくるので、保護者の方も、お子様自身も、とても頼りにされている存在なのだろうということを私自身感じている。こういったことが達成できたということは、本当に富山県は素晴らしいと、私は評価していいことだと思っている。

それとはまた別の話で、組織対応とか法律の規定をあまり詳しくし過ぎると硬直してしまい、かえって教職員の方に負担が生じるのではないかと、というような指摘もあるのだが、これは違うと思っている。会社と同じで、会社も法人も組織の対応がしっかりシステム化され、しっかりしていると、個々の従業員に負担が行きにくくなるが、それと全く同じと思っている。

もしかしたら、その中で個々の先生方に負担が生じるという誤解とか、委縮があるのかもしれないが、私はむしろ逆だと思っている。この組織対応が展開されて、充実すればするほど個々の先生の負担は下がっていくものではないかと思っており、そのあたりをより周知していけばいいと思っている。

(永山委員長)

それでは続いて、村上委員のほうからお願いしたい。

(村上委員)

私は毎回、この再調査委員会は、やはり開店休業でよろしいものだと思っている。チームとしての学校の一員として、先生方以外の、いわゆる関連領域の専門職人材であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そしてスクールロイヤーも含めて、一人一人が、いじめだけの問題ではなく、暴力行為や、不登校、貧困、虐待などのいろんな問題に対して、必要なときに必要なだけ活用ができるのがよいと考える。

富山県は配置薬県であり、その置き薬的な存在として、専門人員がしっかりと配置できておれば、安心・安全でよりよい職場となり、子どもたちが楽しく学校に来られるようになる。専門的人材は、そんな環境づくりにご活用いただけるし、我々もそのような思いで、しっかりと取り組ませていただきたいと思っている。

(永山委員長)

それでは、吉本委員、お願いしたい。

(吉本委員)

やはりいじめとか不登校というのは学校だけの問題ではなくて、背景としては家庭というのがすごく大きい。スクールソーシャルワーカーの活用事業も始めておられる中で、簡単に家庭の中に入っていけないなどの限界があることはよくわかっているが、そういう問題にも目を向ける、という姿勢が大事ではないかと思う。目を向ける先をただ広げるだけでは切りがない、ということももちろんあるが、教育現場では今後もそういう目を持ちつつ、やっていただければいいと思う。

(永山委員長)

それでは、私のほうから。今日は皆さんからたくさんご意見をいただき、教育委員会の方々との意見交換もできたので、非常によかったと思っている。

私が考えているのは、思春期にある子どもが、その思春期にある子どもたちがどのようにしたら健全に成長していくかということが、実は根底にある。社会がかなり変わってきて、私たちの時代で当たり前であったことが、もう当たり前ではなくなっている。そういうことから、社会の変化に対応できて、健全な子どもたちが育っていくにはどうしたらいいか、ということも考えなければいけない。

そして、先ほど相談方法のチャンネルを増やすという話があったのだが、特に、この思春期にある子どもたちというのは、要するに喋らないものである。自分が思っていることを、電話で伝えようとはしない。親子の間でも、直接話せなくてもLINEなら伝えられるとのこと。だから、そういう思春期独自の発育・発達の中で、何をクリアしていかなければいけないのかということも念頭に入れて、LINEなどのアプリの使い方等も考えていかないと、子どもたちの本音がどこにも出てこないのではないかと

危惧している。

そういう意味で、ネットに関することを教育委員会が対応していらしたということを知り、すごく喜ばしいと思っている。この問題は保護者が一番困っている。裏で何が起きているか、保護者が分からない。事件が起きて初めて「なぜ言ってくれないの」と言っても、言わないものである。いわゆる思春期の子どもたちの健全な成長・発達のためにどうあったら良いのかということも、もう一度考えていってもらえれば嬉しい。

それでは、今日は多くの課題も出たように思うので、事務局にまたよろしくご検討いただければと思っている。

(9) 事務局より、いじめの重大事態が発生し再調査となれば、各委員に開催案内を出す旨の連絡があり、令和元年度第1回いじめ再調査委員会は終了した。